

財務省告示第二百八十号 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵 省令第三十号）第四条第三項の規定に基づき、平 成十七年七月二十日に発行する利付国債の発行条 件等を次のとおり告示する。	財務大臣 谷垣 禎一	一 名称及び記	二 発行の根拠	三 法律及びその	四 振替法の適	五 発行方法	五 発行額	
		利付国庫債券（十年）（第二百七十一回）	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政	融資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一条第一項並びに国債整理基金特別会	計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下	「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替	機関は日本銀行とする。 国債の募集の取扱いは、引受けを目的として組織される団体との間に国債の募集の取扱い及び引受けに関する契約を締結する 方法による発行 額に、財政法第四十一条の規定に基づき、発行する利付国債に うち、財政法第四十一条の規定に基づき、発行する利付国債に ついで、額は、千九百五十万、千五百 五十八億六千九百五十万、千五百 政融資資金特別会計法第十一条 第一項の規定に基づき、発行する 利付国債に、千四百六十五億四 千四百一十億四千六百五十五

六	七	八	九	十	十一	十二
払込金額	最低額面金	振替単位	発行の価格	募集の価格	利率	経過利率

万圓、国債整理基金特別会計法
 第五条第一項の規定に基づき発
 行する利付国債につきは、額
 面金額で一兆四千二百九十
 三兆九千五百円
 一兆八千九百八十億二千七百十
 五万八千円
 五万八千円
 振替法の規定による振替口座簿
 の記載又は記録は、最低額面金
 の整数倍の金額によるものとす
 る。平成十七年七月二十日
 平成一七年七月二十日
 額面金額百円につき九十九円九
 角一分二パーセント
 年一・二パーセント
 (一) 額に追加、次の算式により算
 出した金額を第十九号の規定
 する。期日に払い込むものとす
 る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.2 \times 30}{100 \times 365}$$

(二) 発行時において、その利子に
 係る所得税が源泉徴収されるに
 係るものとして振替口座簿の中
 ものとして振替口座簿中のもの
 座に記載又は記録されるもの
 については、前記(一)の算式によ
 り算出した金額から当該金額
 に百分の二十を乗じた金額
 へただし、当該国債を発行時
 において取得する者が非居住
 者又は外国人である場合に
 は、前記(一)の算式により算出
 し

十三 初期利子

た金額に当該非居住者又は外
国人が適用を受ける所得税
の税率を乗じた金額を控除
することができる。
平成十七年十二月十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十五号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.2 \times 1}{100 \times 2}$$

十四 第二期利子

毎年の六月二十日及び十二月二十
日を支払い期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。

十五 償還金額

平成二十七年六月二十日
償還金額百円につき百円

十六 元利支

日本銀行

十七 払集場所

平成十七年七月七日から平成十
七年七月十三日まで

十八 募集期間

平成十七年七月十三日まで

十九 払込期日

平成十七年七月二十日